

## クリームの容器包装の規格基準(案)

赤字：変更

緑：削除

現行（乳等省令）	告示第 370 号（油脂及び脂肪性食品と同様の取扱い）
<p>1 使用できる容器包装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ガラス瓶</b></li> <li>・ <b>合成樹脂製容器包装</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポリエチレン</li> <li>エチレン・1-アルケン共重合樹脂</li> <li>ナイロン</li> <li>ポリプロピレン</li> <li>ポリエチレンテレフタレート</li> </ul> </li> <li>・ <b>合成樹脂加工紙容器包装（ポリエチレン加工紙、エチレン・1-アルケン共重合樹脂加工紙又はポリエチレンテレフタレート加工紙）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-b-B（合成樹脂製容器包装，合成樹脂加工紙容器包装内側） <ul style="list-style-type: none"> <li>ポリエチレン</li> <li>エチレン・1-アルケン共重合樹脂</li> <li>ポリエチレンテレフタレート</li> </ul> </li> <li>1-b-C（内側に使用する合成樹脂に添加剤は、原則使用してはならないが、ポリエチレン又はエチレン・1-アルケン共重合樹脂を使用する場合は以下の添加剤の使用を認める。） <ul style="list-style-type: none"> <li>日局ステアリン酸カルシウム</li> <li>食添グリセリン脂肪酸エステル</li> <li>食添二酸化チタン</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ <b>金属缶</b></li> </ul> <p>1-a <b>ガラス瓶は着色していない透明なものであって、口内径が 26mm 以上のものであること。</b></p> <p>※ガラス瓶の溶出試験規格については、告示 370 号を適用している。</p>	<p>使用できる容器包装</p> <p><b>規定なし</b></p> <p>原材料一般規格  原材料材質別規格  1. ガラス製容器包装の規格  A 溶出試験  カドミウム 0.25~0.5 <math>\mu\text{g/ml}</math> 以下  鉛 0.5~1.5 <math>\mu\text{g/ml}</math> 以下</p>

1-b 合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装は、次の条件に適合するものであること。

(材質規格)

1-b-D 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂※の規格

カドミウム (PET) 100ppm 以下

鉛 (PET) 100ppm 以下

n-ヘキサン抽出物 (PE) 2.6%以下

キシレン可溶物 (PE) 11.3%以下

ヒ素 (PE) 2ppm 以下

重金属 (PE) 20ppm 以下 (鉛として)

※PET: ポリエチレンテレフタレート、PE: ポリエチレン及びエチレン・1-アルケン共重合樹脂

(溶出規格)

1-b-A 溶出試験

重金属 1ppm 以下 (鉛として)

蒸発残留物 (ヘプタン) PET: 15ppm 以下 (F=1)

それ以外: 75ppm 以下 (F=5)

過マンガン酸カリウム消費量 5ppm 以下

アンチモン (PET) 0.025ppm 以下

ゲルマニウム (PET) 0.05ppm 以下

破裂強度試験 (又は突き刺し強度試験 (PET))

封かん強度試験

ピンホール試験

1-b-F 常温保存可能品の容器包装にあっては、遮光性を有し、かつ気体透過性のないもの

1-c 金属缶は次の条件に適合するものであること。

1-c-A 溶出試験

ヒ素 0.2ppm 以下 (4%酢酸) (三酸化二ヒ素として)

重金属 1ppm 以下 (鉛として)

蒸発残留物 15ppm 以下 (4%酢酸)

フェノール 陰性 (臭素法)

2. 合成樹脂製の容器包装の規格

A 材質試験

カドミウム 100 µg/g 以下

鉛 100 µg/g 以下

B 溶出試験

重金属 1 µg/ml 以下 (鉛として)

蒸発残留物 (ヘプタン) PET: 30 µg/ml 以下 (F=1)

PE: 150 µg/ml 以下 (F=5)

(合成樹脂に応じて F=1 から 8)

過マンガン酸カリウム消費量 10 µg/ml 以下

アンチモン (PET) 0.05 µg/ml 以下

ゲルマニウム (PET) 0.1 µg/ml 以下

4. 金属缶の規格

溶出試験

ヒ素 0.2 µg/ml 以下 (0.5%クエン酸) (三酸化二ヒ素として)

カドミウム 0.1 µg/ml 以下

鉛 0.4 µg/ml 以下

蒸発残留物 30 µg/ml 以下 (ヘプタン)

フェノール 5 µg/ml (4-アミノアンチピリン法)

<p>ホルムアルデヒド 陰性</p> <p><b>過マンガン酸カリウム消費量 5ppm 以下</b></p> <p>1-c-B 内容物に直接接触する合成樹脂はつぎの規格に適合すること 材質試験</p> <table border="0"> <tr> <td>カドミウム</td> <td>100 <math>\mu</math>g/g 以下</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>100 <math>\mu</math>g/g 以下</td> </tr> </table> <p>(塩化ビニル樹脂のみ)</p> <table border="0"> <tr> <td>ジブチルスズ化合物</td> <td>50ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>クレゾールリン酸エステル</td> <td>1000ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル</td> <td>1ppm 以下</td> </tr> </table> <p>1-d 組み合わせ容器包装 合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔はbに規定する規格（常温保存可能品に係る規格除く）、金属は、cに規定する規格に適合すること。</p> <p>(※2 は発酵乳等の容器包装の規格基準)</p> <p>4 製造した当該容器包装又はそれに使用する紙のふたまたは合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂アルミニウム箔又は金属を殺菌すること。ただし殺菌効果を有する方法で製造されたものはこの限りではない。</p> <p>3 前各号に規定する容器包装以外の容器包装を使用しようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けなければならないこと。</p>	カドミウム	100 $\mu$ g/g 以下	鉛	100 $\mu$ g/g 以下	ジブチルスズ化合物	50ppm 以下	クレゾールリン酸エステル	1000ppm 以下	塩化ビニル	1ppm 以下	<table border="0"> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>陰性</td> </tr> <tr> <td>エピクロロヒドリン</td> <td>0.5 <math>\mu</math>g/ml</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル</td> <td>0.05 <math>\mu</math>g/ml</td> </tr> </table> <p>合成樹脂の一般規格及びポリ塩化ビニルにおける個別規格 材質試験</p> <table border="0"> <tr> <td>一般規格</td> <td>カドミウム</td> <td>100 <math>\mu</math>g/g 以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉛</td> <td>100 <math>\mu</math>g/g 以下</td> </tr> </table> <p>個別規格 (塩化ビニル)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>ジブチルスズ化合物</td> <td>50 <math>\mu</math>g/g 以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クレゾールリン酸エステル</td> <td>1mg/g 以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>塩化ビニル</td> <td>1 <math>\mu</math>g/g 以下</td> </tr> </table>	ホルムアルデヒド	陰性	エピクロロヒドリン	0.5 $\mu$ g/ml	塩化ビニル	0.05 $\mu$ g/ml	一般規格	カドミウム	100 $\mu$ g/g 以下		鉛	100 $\mu$ g/g 以下		ジブチルスズ化合物	50 $\mu$ g/g 以下		クレゾールリン酸エステル	1mg/g 以下		塩化ビニル	1 $\mu$ g/g 以下
カドミウム	100 $\mu$ g/g 以下																															
鉛	100 $\mu$ g/g 以下																															
ジブチルスズ化合物	50ppm 以下																															
クレゾールリン酸エステル	1000ppm 以下																															
塩化ビニル	1ppm 以下																															
ホルムアルデヒド	陰性																															
エピクロロヒドリン	0.5 $\mu$ g/ml																															
塩化ビニル	0.05 $\mu$ g/ml																															
一般規格	カドミウム	100 $\mu$ g/g 以下																														
	鉛	100 $\mu$ g/g 以下																														
	ジブチルスズ化合物	50 $\mu$ g/g 以下																														
	クレゾールリン酸エステル	1mg/g 以下																														
	塩化ビニル	1 $\mu$ g/g 以下																														